

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2015. 7.10発行〈通巻第457号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



- アスベスト健康被害国賠訴訟
第3陣が出陣..... 2
- 対ニチアス損害賠償裁判控訴審判決
3人全員の控訴を棄却 6
- 労働安全衛生法改正
ストレスチェック制度にどう取り組むか(1) 8
- それぞれのアスベスト禍 その52 古川和子 12
- 韓国からのニュース 14
- 前線から 17
環境省・厚労省交渉開催 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 東京

アスベスト健康被害国賠訴訟 第3陣が出陣

昨年10月の泉南アスベスト国家賠償訴訟判決を受けて、泉南地域以外のアスベスト製品製造工場での就労が原因で、アスベスト疾患に罹患した被災者に対する国家賠償を求める訴訟が続いている。

6月19日、新たに2人の被災者について国賠裁判が大阪地裁に起こされた。今回は第3陣となる。大阪市内のアスベスト製品製造工場で就労した労働者の遺族らによる提訴である。大阪市内におけるアスベスト疾患労災認定事業場は膨大で、被害地図を作成してみると、環境ばく露を含めて「安全な場所などどこにもない」と言っても過言ではない。その中でも特に目立つ地区が西成区であり、被災者の1人はその中でもかなりの規模を有していた万年スレート株式会社（大阪市西成区千本南）の元従業員である。

万年スレートは1929（昭和4）年から1995（平成7）年まで操業し、石綿スレート等を製造していた。現在は廃業しているが、国の公表している労災認定事業場一覧表によれば、2013年度までに元労働者のうち肺がん2名、中皮腫1名、石綿肺1名が認められる。本件の被災者自身は1959年9月から1969年11月までの期間に万年スレートで就労し、1998年頃か



浦功弁護士（中央）を先頭に裁判所に入る弁護団

ら呼吸困難を訴えて療養を開始し、2007年5月1日に肺がんで亡くなった。

原告である被災者の息子さん自身も万年スレートで就労し、胸膜プラークの所見を有している。提訴前に行った記者会見において、原告は父親を介護してきた経験から知ったアスベスト疾患の恐ろしさと、胸膜プラークを抱える身として今後の不安を訴えた。

第3陣のもう1人は、平野区の工場での被災者だ。平野区もアスベスト製品製造工場が多く、石綿ばく露認定事業場件数のうち、「ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業」が認められる事業場が2ヶ所、「石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作

図1 平野区認定事業場

事業場名	事業場所在地	石棉ばく露作業状況	石棉助取期間 年から年まで	公営時の石棉 取扱い状況	特記事項	(備考)平成25年度までの累計												
						突火保険法支給決定件数						石棉救済法支給決定件数						
						15 死亡	15 重傷	15 軽傷	15 その他	15 死亡	15 重傷	15 軽傷	15 その他					
事業場	大阪市平野区加美袴3-8-23	配管・断熱・保温・ボイラー・暖房調理作業	昭和40年 平成14年5月	事業場廃止		1												
第一石棉工業株	大阪市平野区加美東4-5-56	ボイラーの設置、給油用設備のライニング、内装壁面のジョイントライニング、カスケット（ハットキング）等を用いられる新築生石綿製品製造工程における作業	-	事業場廃止														
新築石棉工業株	大阪市平野区加美東4-5-56	ボイラーの設置、給油用設備のライニング、内装壁面のジョイントライニング、カスケット（ハットキング）等を用いられる新築生石綿製品製造工程における作業	-	事業場廃止		1												1
華日石棉工業株大阪工場	大阪市平野区加美南2-5-10	石棉セメント、石棉スレート、石棉圧搾管、石棉円筒等のセメント製品の製造工程における作業	昭和13年8月 昭和52年6月	事業場廃止		4	1	2	1									1
タイガ自動車株	大阪市平野区加美北5-12-12	自動車、鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業	-	事業場廃止														
第一工業株	大阪市平野区加美東4-5-56	自動車、鉄道車両のブレーキライニング等の副原料生石綿製品の製造工程における作業	-	事業場廃止														1
沢田自動車	大阪市平野区加美正覚寺	自動車、鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業	-	事業場廃止														
田中工作所	大阪市平野区加美北3-13-16	配管・断熱・保温・ボイラー・暖房調理作業	-	事業場廃止														
堀井上製菓店	大阪市平野区草野市町2-10-5	解体作業（建造物・構造物、石綿含有製品等）	-	事業場廃止														

図2 西成区認定事業場

事業場名	事業場所在地	石棉ばい塵作業状況	石棉取扱い期間 年から年まで	公衆への石棉 取扱い状況	特記事項	(備考)平成26年度までの累計											
						労災保険法支給決定件数			労災保険法未支給決定件数			石綿除去法支給決定件数			石綿除去法未支給決定件数		
						労災保 険法 支給 決定 件数	労災保 険法 未支 給決 定件 数	石綿 除去 法支 給決 定件 数	石綿 除去 法未 支給 決定 件数	労災保 険法 支給 決定 件数	労災保 険法 未支 給決 定件 数	石綿 除去 法支 給決 定件 数	石綿 除去 法未 支給 決定 件数				
トヨカキホテル	大坂市西成区南津守5-15-35	吹付け石棉のある部屋・建物・倉庫等での作 業	-	-	天井裏にあった吹付け石棉へのばく露。	1											
明渡造船工所	大坂市西成区南津守5-13-37	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	-	-	事業場廃止	1											
大阪産業所	大坂市西成区南津守5-13-37	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	昭和48年	-	その他	1	1										
明南工業所	大坂市西成区南津守5-13-37	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	-	平成29年9月	機材ノヤス・ヒシノ明南大阪製造所内で の作業。		1				1						
万年スレート㈱	大坂市西成区平本南2-14-20	石棉セメント、石棉スレート、石棉高圧管、 石棉付帯等のセメント製品の製造工程におけ る作業	-	-	事業場廃止	2	1	1	1								
明和工業㈱	大坂市西成区南津守5-1-37	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	-	-	事業場廃止		1										
佐野安盛環境 (現 サノヤス環境大阪製造所)	大坂市西成区南津守5-13-37	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	昭和20年頃	平成29年10月	格闘する船舶によっては石棉を除去するこ ともある（船舶作業における間接的な石綿ば く露を含む）。	1	1	1	1								
明大阪ハンキング製造所	大坂市西成区南津守5-13-37	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	昭和20年頃	平成29年10月	修理する船舶によっては石棉を除去するこ ともある（船舶作業における間接的な石綿ば く露を含む）。	1	1	1	1								
昭和動力工業㈱ (昭和ナミレイ㈱)	大坂市西成区平本南7-4	ボイラの設置、船舶内周のライニング、 船舶内周のライニング、ボイラ等のライ ニング（ハンキング）等に用いられる積層性石綿 製品製造工程における作業	-	昭和38年頃	事業場廃止							1					
泉興工業㈱	大坂市西成区南津守5-13-37	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	-	-	事業場廃止		1										
大和製鋼㈱	大坂市西成区南津守5-6-47	製鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業	昭和15年12月	昭和15年3月	造船所内での間接ばく露。昭和15年3月に 事業場廃止。	1	1										
明新開工業㈱	大坂市西成区南津守5-13	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	-	-	事業場廃止												
泉州工業所	大坂市西成区南津守5-13	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	-	-	事業場廃止												
排水工業㈱	大坂市西成区南津守5-13	造船所内の作業（造船所における事務職を含 めた全職種）	-	-	事業場廃止												

業」が1ヶ所、「自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業」が1ヶ所それぞれ確認されている。さらにそれらの事業場で製造された製品を扱っていたと思われる自動車整備など行う事業場などが集中しているため、被害状況は西成に負けずとも劣らない。

今回は、第一石綿工業株式会社（大阪市平野区加美東）で1964年9月から1966年8月までの期間就労し、悪性胸膜中皮腫で2011年8月に亡くなった被災者の遺族が訴訟を提起した。この裁判提起が、今後の被災者救済への拡がりや被害実態の解明につながっていくのではないかと期待している。

9月8日に予定されている第1回弁論においては、原告の意見陳述も予定されており、多くの方による支援傍聴をお願いしたい。

ホットラインにも多くの相談が

アスベスト訴訟関西弁護団は第3陣提訴にあわせて6月20日、アスベスト被害救済ホットラインおよび来所無料相談会を開催した。開始時刻である10時より前にすでに報道各社が待ち構えており、関心の高さをうかがわせた。

ホットライン開始直後から電話は鳴りやまず、対応した各弁護士も一件一件丁寧に対応していく。その結果、終了の16時の段階で23件のアスベスト疾患相談があり、建材相談の16件を加えると約40件の相



談が寄せられた。ホットラインは1日限りであったが、弁護団事務所には未だに相談電話が入っている状態である。

直接国家賠償訴訟につながる相談はなかったものの、最初に提起された故菊池武雄さんが勤められていた五稜石綿の元従業員からも相談が入り、今後の拡がりを予想させる事態となった。

今回のホットラインに寄せられた20件以上の相談のほとんどが切実な相談であり、特に中皮腫罹患者などについては早急に支援していかなくてはならず、当センターとしても積極的に関わっていく予定である。



対ニチアス損害賠償裁判控訴審判決 3人全員の控訴を棄却

ニチアス・関連企業退職者分会の損害賠償請求訴訟のうち、王寺工場で働いて被害を受けた仲井力さん、北村昌三さん、勝村正信さんに対する控訴審の判決が6月24日に大阪高裁（中村哲裁判長）であった。

現在の裁判の到達レベルから、結果についてはかなり厳しくなるとは予想していたが、全員の請求が棄却されるという口惜しい結果になった。

原審・奈良地裁の判決は、石綿による被害の予見可能時期を昭和33（1958）年頃とし、それ以降は従業員に対する石綿粉じんへのばく露を防止する注意義務を負っていたとした。

原告の仲井さんの働いた時期は、昭和31年9月から同年12月までであるから、ニチアスには注意義務はなかったとして請求を棄却した。

原告の北村さんの働いた時期は、昭和44年4月から55年2月までで、この間ニチアスが石綿粉塵へのばく露を防止するような対策をとっていなかったため、債務不履行及び過失があるとした。

原告の勝村さんの働いた時期は、昭和32年6月から33年8月までで、33年8月までに注意義務が生じていたと断定することは困難であるとして、ニチアスの債務不履行及び過失を認めなかった。

ニチアスの債務不履行及び過失があるとした原告の北村さんについては、損害の有無を検討し、一定の呼吸機能の低下はある

がそれはむしろ喫煙から生じた可能性も十分に存在し、胸膜プラークはいつ石綿関連疾患が発症するかも知れないという不安感を感じさせているとしても、法律上の請求権を発生させる損害が生じているわけではないとして、請求を棄却した。

結局、原審は、原告の仲井さんと勝村さんについては、ニチアスに注意義務はなかった。北村さんについては損害がなかったとして、全員の請求を棄却したのである。

控訴審の判決は結論的には一審判決を踏襲するものであるが、判断理由について新たな基準を持ち出したため、話しはかなり「ややこしく」なった。法的な分析は専門家に任せるとして、紹介だけしたい。

判決は当時の学識や王寺工場における研究結果を引用しながら、王寺工場におけるニチアスの予見可能性と予見の義務について、「遅くとも33年8月以降は、王寺工場の労働者に対し、3年以上の長期にわたって抑制目標限度を超える濃度の石綿粉じんが浮遊する作業場における作業を継続させることがないようにすべき義務を負った」と言い、「勤続3年以下の従業員についても将来重篤な結果が発生し得ることが示唆されるようになったのは……昭和35年以降のことで」、「勤続期間が3年以下の従業員に付いての将来重篤な結果が発生し得ることを予見すべき状態になったのはそれより後のこと」であったとした。

この結果、32年6月から33年8月ま

で働いた勝村さんについては、勤続3年以下の従業員であるから、安全配慮義務が生じるとしても昭和35年以降で、安全配慮義務はなかったとした。

安全配慮義務は現に働いている労働者に対して負っているものであり、その労働者が3年で退職するかどうか、安全配慮義務の有無に関係があるという考え方にも読めるが、一審が予見可能時期を昭和33年頃

とし、勝村さんが33年8月まで働いていたにも拘わらず「注意義務が生じていたと断定することは困難である」とした部分を補強しようとしたのであろうか？この判決が将来にどんな影響を与えるのかも注目したい。

ニチアス・関連企業退職者分会からの感謝と決意の文章が出されたので紹介する。

各 位

2015年7月

全日本造船機械労働組合
ニチアス・関連企業退職者分会
執行委員長 仲井 力

ニチアス・アスベスト被害損害賠償裁判に
ご支援をいただいた皆様へ

日頃のご支援に厚く感謝申し上げます。

6月24日、大阪高等裁判所は、アスベスト被害を受けた組合員3名がニチアスを相手に損害賠償を求めていた裁判で、再び原告敗訴の判決を出しました。

言うまでもなく、ニチアスは、戦前から多くのアスベスト被害者を出し続けている、日本最大・最古のアスベスト製品製造メーカーです。その社会的責任は厳しく問われて当然です。しかし高裁は、国のアスベスト規制が始まる1968年より前は、企業の安全配慮義務違反は問われないという判断を下し、2名については対象外、1名についてはプラークは被害に当たらないとして、原告いずれの請求も退けたのです。

原告の1人は、1968年8月までニチアスで働き、50年経って労災になりました。つまり、国の規制が始まった時にはニチアスで働いていたのです。ところが高裁は、「当時、3年以上ニチアスで働いた人は症状が悪化している」という論文があるが、原告のニチアス勤務歴は3年未満なので安全対策の対象外である、という全く理解不能な理屈で請求を退けたのです。

もちろん、このような不当な判決に従うことはできません。私たちは、直ちに最高裁判所に上告し、闘い続けることを決めました。必ず勝利する覚悟です。皆さまの変わらぬご支援を引き続きよろしくお願い致します。

以 上

労働安全衛生法改正 ストレスチェック制度にどう取り組むか（1）

12月1日より施行される改正労働安全衛生法のストレスチェック制度については、関係省令、指針、施行通達が出そろい、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」も165ページというボリュームで公表された。そもそも職場で個人が感じるストレス情報の扱いが、事業者の責務として行われるという無理を押し付けた制度なので、整合性あるものにするためにはたくさんの制限を設けなければならない。そのために入り組んだ手順の解説はとてもややこしいものにならざるを得ない。そこで、本誌では「実施マニュアル」の解説からいくつかの項目を取り上げて、注意点を指摘してみたい。

検査項目は機微に触れる情報

ストレスチェックの具体的な方法は、質問項目が並んだ調査票を労働者に配布、それに一人一人が答えを記入し回収するという手法になる。このアンケート用紙のような調査票の質問内容はというと、①心理的な負担の原因、②心身の自覚症状、それに③他の労働者からの支援状況とされている。

労働安全衛生規則第五十二条の九

事業者は、常時使用する労働者に対し、

一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

毎日の職場でその労働者がどのようにストレスを感じているかを知るために必要な項目だが、普通の健康診断と同じように事業者に扱いをゆだねるわけにはいかない。そのため、ストレスチェックの実施者は、当該の労働者に結果を通知しても、労働者の同意を得ないで同じものを事業者に提供してはならないとしている。

労働安全衛生法第六十六条の十

- 2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、

当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

ストレスチェック制度の目的は、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）であり、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげるということなので、個々人のストレス情報を事業者が知る必要はないということになる。だから、もっとも大量の情報が得られることとなる最初の調査票による検査結果は、義務主体である事業者には行かないということなのだ。

ただし検査の結果、高ストレスの状況にあると判定され、医師による面接指導を受けることを勧奨し、申し出た場合には、その情報は事業者に提供されることになる。面接指導に基づく措置等についての対応が必要であることから当然のことになるだろう。

ところがここで実務を進めていくうえで一つ問題となることがある。

面接指導を申し出る前の段階にある労働者の検査結果情報の扱いである。法律では「・・・当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。」とあり、逆に読むと当該労働者の同意を得たときは結果の提供を受けることができるとなる。

この「ストレスチェック結果の事業者への提供」について、指針は次のように説明している。

○ストレスチェック結果の事業者への提供に当たっての留意事項

ア 労働者の同意の取得方法

ストレスチェック結果が当該労働者に知らされていない時点でストレスチェック結果の事業者への提供についての労働者の同意を取得することは不相当であるため、事業者は、ストレスチェックの実施前又は実施時に労働者の同意を取得してはならないこととし、同意を取得する場合は次に掲げるいずれかの方法によらなければならないものとする。ただし、事業者は、労働者に対して同意を強要する行為又は強要しているとみなされるような行為を行ってはならないことに留意すること。

- ① ストレスチェックを受けた労働者に対して当該ストレスチェックの結果を通知した後に、事業者、実施者又はその他の実施事務従事者が、ストレスチェックを受けた労働者に対して、個別に同意の有無を確認する方法。
- ② ストレスチェックを受けた労働者に対して当該ストレスチェックの結果を通知した後に、実施者又はその他の実施事務従事者が、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者に対して、当該労働者が面接指導の対象であることを他の労働者に把握されないような方法で、個別に同意の有無を確認する方法。

なお、ストレスチェックを受けた労働者が、事業者に対して面接指導の申出を行った場合には、その申出をもってストレス

チェック結果の事業者への提供に同意がなされたものとみなして差し支えないものとする。

イ 事業者に提供する情報の範囲

事業者へのストレスチェック結果の提供について労働者の同意が得られた場合には、実施者は、事業者に対して当該労働者に通知する情報と同じ範囲内の情報についてストレスチェック結果を提供することができるものとする。

なお、衛生委員会等で調査審議した上で、当該事業場における事業者へのストレスチェック結果の提供方法として、ストレスチェック結果そのものではなく、当該労働者が高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた旨の情報のみを事業者に提供する方法も考えられる。ただし、この方法による場合も、実施者が事業者に当該情報を提供するに当たっては、上記アの①又は②のいずれかの方法により、労働者の同意を取得しなければならないことに留意する。

ウ 外部機関との情報共有

事業者が外部機関にストレスチェックの実施の全部を委託する場合（当該事業場の産業医等が共同実施者とならない場合に限る。）には、当該外部機関の実施者及びその他の実施事務従事者以外の者は、当該労働者の同意なく、ストレスチェック結果を把握してはならない。なお、当該外部機関の実施者が、ストレスチェック結果を委託元の事業者の事業場の産業医等に限定して提供することも考えられるが、この場合にも、緊急に対応を要する場合等特別の事情

がない限り、当該労働者の同意を取得しなければならないものとする。

エ 事業場におけるストレスチェック結果の共有範囲の制限

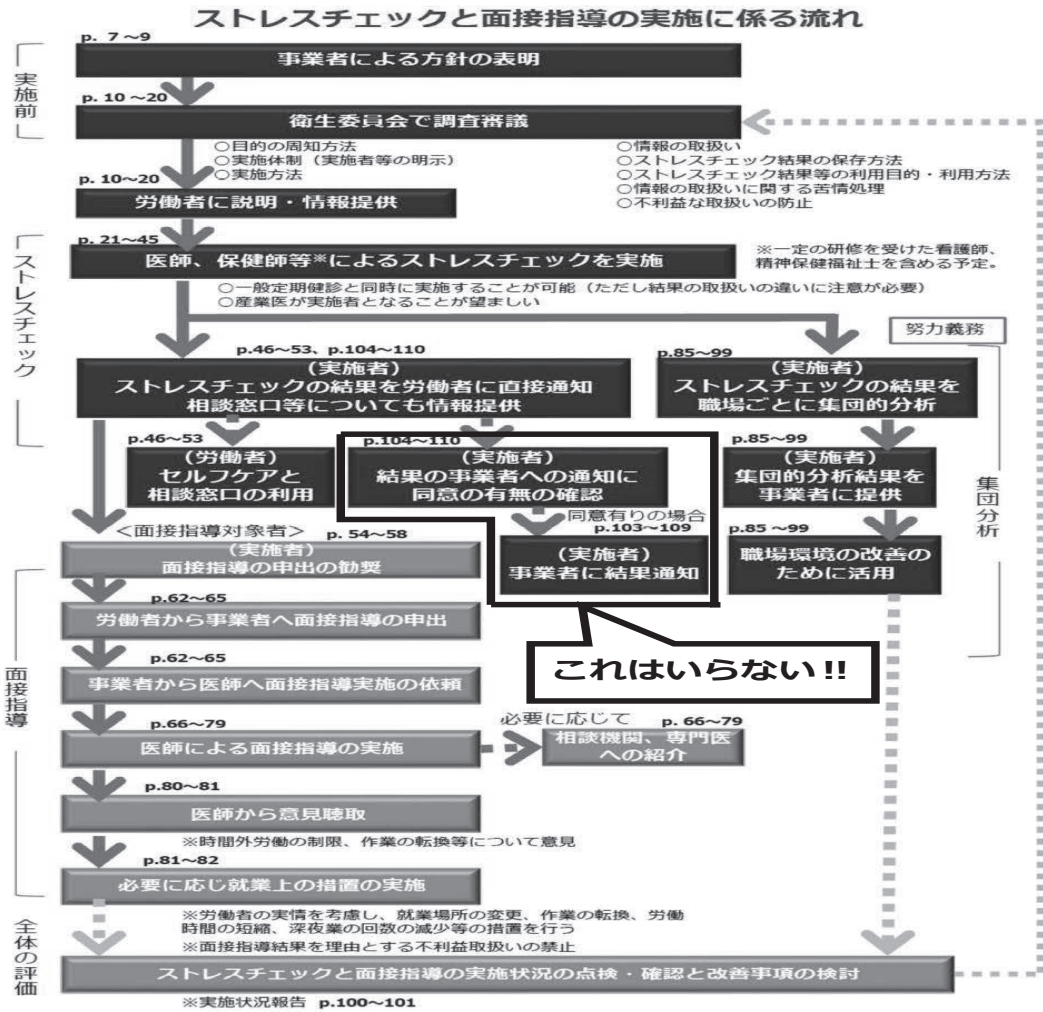
事業者は、本人の同意により事業者に提供されたストレスチェック結果を、当該労働者の健康確保のための就業上の措置に必要な範囲を超えて、当該労働者の上司又は同僚等に共有してはならないものとする。

個別の結果情報は事業者に不要提供しないことを明確に

はたして高ストレス状態と判断され、本人から医師の面接指導の申し出があった労働者以外の情報で、個々の労働者のストレスチェック結果の情報を、個々の労働者の同意を得る手続きを経てまで事業者が得るという必要があるのはどのような場合が想定されるだろう。もちろん、結果を集団分析し、職場改善につなげるための情報として取得することは当然のことだが、それには個々の情報が必要だというわけではない。費用を全部負担しているのだから情報が手元にないのは悔しいというわけでもあるまいに。

もし、事業者が結果情報を労働者の同意を得る手続きを行ったうえで取得する方針を打ち出すとすると、それは手順等を審議する衛生委員会での議題になるわけなので、その利用目的や共有範囲などを明確にして十分な周知をしなければならないということになる。

「実施マニュアル」での解説は、



「○ 衛生委員会の調査審議の結果、事業者による個々人のストレスチェックの結果の把握は行わない（集団ごとの分析結果の活用は行う）こととした場合は、労働者からの同意取得の手続きは不要となります。○ この場合でも、労働者から医師による面接指導の申出がなされた場合については、事業者へのストレスチェック結果の提供の同意がなされたものとみなすことができます。」

としている。

もちろん、ストレスチェック結果の有意な活用方法が全くないと断言することはできないかもしれませんが、その意味でこうした同意取得方法の解説は必要なのだろうが、実際問題としては、事業者によるストレスチェック結果のこの段階での情報取得は、個々の事業場で「行わない」ことを明確にしておくのがよいだろう。

次回は調査票について。

連載 それぞれのアスベスト禍 その52

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

企業の不適切な対応で苦境にたった患者

思いもよらない相談の電話があった。「10年前に石綿肺管理区分Ⅱといわれた。徐々に呼吸が苦しくなり、日常生活にも支障が出てきた。医療費だけでも支給して欲しいと再度申請したら『管理区分Ⅰ』といわれた。これではなんの補償も得られない。管理区分が逆戻りしたその原因は、平成17年当時の奈良労働局における記載ミスだった」という内容だった。

相談者は奈良県橿原市在住の今田哲弥さん73歳だ。今田さんは昭和35年3月21日から46年8月20日までの11年5ヶ月間、ニチアス王寺工場で「マサツ板係（石綿作業）」に従事していた。その時の石綿ばく露が原因で平成17年頃から息苦しさを覚えるようになり、奈良県桜井市の済世会中和病院で検診を行った。そして奈良労働局で「管理区分Ⅱ」の決定通知が届き、石綿健康管理手帳が支給された。

その当時は呼吸機能が88.5%（%肺活量）あったが、ここ数年はかなり苦しくなった。病院も頻繁に受診して薬も切らせられなくなった。夜も咳き込んで眠れなくなった。歩行が困難になり、日常生活も支障が出てきた。

せめて治療費だけでも…と会社の担当者

に相談したら、再度管理区分申請を行うよう指示された。そして平成27年3月、手元に届いた「管理区分決定通知書」を見て今田さんは驚いた。そこには管理区分がⅡからⅠに変更されたとあったからだ。

今田さんの問い合わせに対して、奈良労働局は即座に今田家を訪問して謝罪した。「10年前の書類は、管理区分の項目がⅠとすべきところをⅡに転記ミスしました。間違っ

て決定通知を出しました」と弁明した。記載ミスだといわれても、今田さんの体調はこの10年間で悪化の一途をたどっている。そこで私は、みずしま内科クリニックの受診を勧めた。その結果は、石綿肺は管理Ⅰ程度に間違いないと判明した。本当に単純な記載ミスだった。しかし今田さんを苦しめている呼吸苦は「著しい呼吸困難」の基準とされる60%（%肺活量）を下回っていた。

今田さんは「びまん性胸膜肥厚所見」があった。しかし検査の結果、現在のびまん性胸膜肥厚の拡がりでは労災認定基準を満たしていないとわかった。きっと、軽い石綿肺とびまん性胸膜肥厚のふたつが存在して、症状を重くしているのだろう。今田さんの事案は、石綿肺とびまん性胸膜肥厚のふたつの疾病の認定基準の隙間において、どちらでも救済されない患者なのだと思う。

電話で参加した省庁交渉

5月29日、患者と家族の会単独の省庁交渉を参議院議院会館大会議室で実施した。患者と家族の会は2004年8月の厚生労働省と初めての交渉を行って以来、2005年6月のクボタショック以後は環境省も相手に加え、交渉を行ってきた。今回の交渉は田島一成衆院議員の尽力により実現した。当日は患者と家族の会からは全国の支部と、各地のセンター関係者ら計49名が参加した。要請項目も多く、環境省と厚生労働省から担当者20名が出席して対応した。

今田さんが上京することは出来なかったため、電話の向うから実情を訴えた。予告なしに突然電話機の向うから聞こえてきた声に、参加している厚生労働省の担当者たちは驚いた。しかし彼らの回答は「管理区分が低く変更される事もあります」という無機質な言葉ばかりだった。

苦しい声で精いっぱい訴えた今田さんの実情がどこまで伝わったのかは不明だが、「隙間のない救済」は環境省だけの問題ではない。労働者を救済するために作られた労災補償制度も、その隙間で苦しんでいる元労働者たちは今田さんの他にもいると思う。

想像を絶する劣悪な環境のもとで石綿粉じんにはばく露してきた元ニチアス労働者たち。今田さんは「石綿企業の会社がやってくれることに（労災申請作業など）間違いないと信じていたが、こんな対応しかでき



ないのか」と怒りをあらわにしている。

通常ならば「管理区分Ⅱ＋合併症」で労災認定されるべき案件だったのに、再度管理区分決定申請を行ったことが、今回の問題の発端となっている。

企業の担当者は相談があると、マニュアル通りの手続きを行っている。個々の患者自身の立場に立って対応していなかったことが判明した事例だ。

一日も早く、今田さんの労災補償が実現するように齋藤洋太郎さん（アスベストセンター、患者と家族の会事務局）と相談しながら取り組んでいる。



韓国からの ニュース

■操縦士の精神疾患ガイドライン作り、中止せよ

公共輸送労組・航空協議会によれば、国土部は今年施行を目標に、操縦士の精神疾患予防と管理ガイドライン(案)を作成している。ガイドラインは、国内航空会社の操縦士採用時に、精神疾患を判定するための検査と犯罪経歴の照会など、身元検査ができることになる。社内に心理相談の専門家を配置して、操縦士の心理相談を常時実施ができるようにする。会社は必要に応じて、操縦士に様々な性格検査と心理テスト、自己申告式の検査を行うことができる。

国土部は3月のジャーマンウィングス航空機の墜落に伴う後続対策として、ガイドライン作りを進めている。当時、墜落事故は副操縦士が精神病歴を隠して運航していたと分かり、議論になった。

大韓航空・アジアナ航空の操縦士労組が加盟している航空協議会は、「ガイドラインには人権を侵害する素地があり、他の副作用も憂慮される」とした。航空協議会は「精神疾患の可否が分かれば飛行を停止され、生計を脅かされることになり、心理的な問題があっても病院に行かずにかえって隠すようになる」とし、「精神疾患患者を探し出して管理するのは、むしろストレスと事故の危険を高めることになる」と憂慮した。更に「国土部は操縦士のストレスと疲労を減らし、心理的な安定を図る方法での精神疾患予防活動に力を注がなければならない」と主張した。

航空協議会の関係者は「操縦士が精神疾患を義務的に報告して、精神疾患のレベルに関係なく航空会社が飛行任務に当たらせるかどうかを恣意的に決めるのは違法だ」。「ガイドラインが作られれば強く対政府闘争を行う」と警告した。2015年6月9日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■MERS 感染に対応できない病院労働者／「交代要員も非正規職で安全対策もない」

ソウル市立ボラメ病院の患者移送担当のBさん(58)は「MERSに感染するかいつも不安だが、最低賃金で有給休暇もなく、痛くても言えない非正規職の境遇が本当にわびしい」と打ち明けた。

ボラメ病院はソウル市が指定したMERS治療病院だ。MERS重症患者を受け入れる。しかしボラメ病院は患者の移送業務を業者に委託、移送要員は応急室と手術室に患者を移すときに患者と接触するが、病院側は美観上の理由でマスクを使わせない。感染予防指針や教育もなし。病院側は、サムソンソウル病院で移送要員への感染の事実が知らされた後に、やっとマスクを使うようにし、体温計も支給した。Bさんは「感染症と分かっても、隔離されれば誰も生計の責任を負ってくれないのに、症状が言えるか」と反問した。

公共輸送労組・医療連帯本部が病院労働者の当事者証言大会で、国立大・公共病院の労働者は人員不足と非正規職の安全措置の不在を訴えた。慶北大病院の清掃労働者Lさんは「前の日に、病院にMERS患者1人が入院したので、予防教育を要請したが病院はこれを拒否し、使い捨てのマスクさえくれない」。「それどころか、病院の消毒業務まで清掃労働者に押し付けている」と批判した。ソウル大病院の看護師Kさんは「MERS患者1

人を看護師1人が専門で担当するが、交代要員が切実に必要だ」と話した。Kさんは「保護装備もギリギリで、人員と病床は限定されているが、患者が急増したために現場で隔離指針が守られないこともある」と耳打ちした。

労組は「政府が病気の予防や感染症管理のような金にならない必須医療を疎かにし、病院に金儲けを強要して公共医療体系が崩壊した」とし、「病院の人員不足と外注化が病院内MERS拡散の要因」「病院業務の外注化の中止と、病院の人員と装備を拡充して、医療体系を再確立しなければならない」と話した。
2015年6月19日 毎日労働ニュース ユン・ソンヒ記者

■「炭疽菌配達」フェデックス・コリアの労働者、会社を告訴

公共輸送労組はフェデックスコリア本社前で記者会見を行い、「殺人物質を搬入したフェデックスを感染症の予防および管理に関する法律（感染症予防法）違反など、国内法違反の嫌疑で告訴・告発する」と明らかにした。労組は今月初め、フェデックスコリアに炭疽菌の配達に関する真相究明と、再発防止策を作るよう要求する公文書を送った。

フェデックスコリアは10日頃「敏感な物質の運送に要求される国際規格ガイドラインとフェデックスの厳格な安全政策を徹底的に遵守し、（炭疽菌は）三重の包装容器に含まれ、水密包装状態で完全に封印されて配送された」と回答した。

労組は「フェデックスは、貨物が相当な高危険物質ということを事前に認知していた」として「炭疽菌を運送したフェデックスは韓国国民と会社の労働者に謝れ」と要求した。

ハン・チュンモク韓国進歩連帯常任代表は「アメリカは烏山・群山・龍山で炭疽菌の実

験をした」。「アメリカ政府は公式謝罪と責任者の処罰、真相究明と再発防止策を作らなければならない」と主張した。キム・チャンナム労組・空港港湾運送本部フェデックス支部長は「今回の事態の最大の被害者は、何の事実も知らないまま炭疽菌を配達した労働者」とし、「会社は今後炭疽菌のような危険物質を配達しないと約束しなければならない」と要求した。

労組は、フェデックスが高危険病原体の分離と移動申告を義務化した感染症予防法と、勤労者に対する安全・保健措置を規定した産業安全保健法に違反したとして、告訴・告発をする方針。

一方、ハン・ミンク国防部長官は、国会の外交・統一・安保分野の対政府質問で「来週中に国防部を中心に、外交部、産業通商資源部と駐韓米軍司令部が合同で、炭疽菌関連の政府合同調査を行う」と話した。2015年6月22日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■サムソンは職業病補償の範囲を下請け業者に広げよ

コンユ・ジョンオク半導体労働者の健康と人権守り（パノリム）活動家は「サムソン職業病、正しい解決案作りのための討論会」で、「サムソンとパノリム、家族対策委員会が職業病問題解決のために2年6ヶ月間交渉を行ったが、サムソンが出した対策は依然として不十分」と話した。

コンユ・ジョンオク活動家は「サムソン側は初めの交渉の時よりは補償範囲を広げたが、未だに下請け業者の労働者には責任を負えないという立場を固持している」とし、「同じ事業場で働いていたのに、下請けに所属しているという理由だけで補償から除外するの

は納得し難い」と批判した。更に「サムソンが間違っただことは間違っただと謝る姿勢を見せれば、社会的な信頼を得ることもできるだろう」と話した。

サムソン電子で働いて職業病に罹った被災者に対する補償も重要だが、再発防止対策作りも粗雑にはいけないという指摘も提起された。キム・シンボム労働環境健康研究所・化学物質センター室長は「危険物質管理の責任は事業主と企業にあるが、管理の主体は事業主と労働者」とし、「事業主と労働者が対等な関係で議論をして対策を作れるように、サムソンが対策を提示しなければならない」と要求した。また「サムソンはサムソン電子の工場の作業環境と化学物質情報を透明に公開し、有害性を確認・管理するように保障しなければならない」とし、「労働者と外部の専門家が参加した中で再発防止対策を準備しなければ、災害は予防できないだろう」と話した。2015年6月24日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

■憲法裁判所「業務上疾病の立証責任は労働者に」／「労災保険法は合憲」の決定

憲法裁判所が、業務上疾病の立証責任を当該の労働者や遺族に負担させている産業災害補償保険法は、憲法に違反しないと判断した。

憲法裁判所は「勤労者やその遺族に、業務と災害の間の因果関係の立証を要求するのは、被災勤労者と家族を、必要な水準で保護しながら、保険財政の健全性を維持するためのもので、合理性がある」とし、「労災保険法(第37条1項2号)を裁判官全員一致で合憲と決めた」と明らかにした。

労災保険法は、労働者が遂行した業務と発病した病気の間には相当な因果関係があるときは、業務上疾病と認定する。この因果関係の

立証責任は労働者が負担している。

労働界は「労働者が取り扱う化学物質と有害性といった因果関係を立証できる核心情報は、会社がすべて持っていて公開しない」。「使用者が立証責任を負わなければならない」と要求してきた。関連情報と専門知識がない労働者は、因果関係を立証するのが容易ではないためだ。国家人権委員会も2012年、雇用労働部に「業務上疾病の立証責任を分配する必要がある」として、制度改善を勧告したことがある。

しかし憲法裁判所は「権利を主張する当事者が立証責任を負担するという基本原則に照らしてみる時、業務上疾病の立証責任もやはり主張する側が負担しなければならない、大法院も同じ解釈をしている」とし、「業務上災害を直接経験した当事者が、それを立証することが容易だという点を勘案すれば、労災保険法上の立証責任の分配が、立法裁量を逸脱したとは言い難い」とした。

続いて「労災保険法施行令が疾患別の具体的な認定基準を規定し、業務上疾病の該当ケースを例示しており、勤労者側の立証負担はある程度緩和されていると見ることができると付け加えた。

一方、アン・チャンホ裁判官は「勤労者側は専門知識や関連情報が不足するケースが多く、また現在の科学や医学では明らかにできない新しい疾病が現れている」とし、「勤労者側に因果関係の立証責任を全面的に負担させることは苛酷な結果をもたらすだけに、これを緩和する方向で立法改善をする必要がある」という補充意見を出した。2015年6月30日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

(翻訳：中村 猛)

前線かゝる

環境省・厚生労働省交渉開催 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

東京

患者と家族の会は発足以後環境省と厚生労働省に対して各種事案の要請交渉を行ってきたが、ここ数年は実施していなかった。そこで再び交渉を行うことになり、田島一成衆議院議員のご尽力を得て5月29日に参議院議院会館大会議室で実施した。

患者と家族の会からは全国の支部と、各地のセンター関係者ら計49名が参加した。要請項目が多かったので、環境省と厚生労働省から担当者20名が出席して対応した。

午後2時から始まった要請行動だったが、予定時間の4時30分が過ぎても終わらなかった。5時になり「夕焼け小焼けの」のチャイムが鳴ってもまだ、白熱した空気は収まらなかった。幾つかの質問は「持ち帰り」となり、後日田島事務所を通じて回答してもらおうことにした。

患者と家族の会と省庁交渉の歴史は、2004年8月の厚生労働省交渉から始まった。

2005年6月のクボタショック以後は環境省との交渉も行うようになり、実態に即した要請項目を出しながら、患者と家族の立場で訴えてきた。

今回の要請項目にある石綿肺がん認定基準問題、環境ばく露者に対する健康管理手帳制度、若年時ばく露の低賃金は正なども強く訴えた。現在肺がん認定で係争中のひょうご支部会員丸本津枝美さんも、7年にわたる裁判闘争でしっかりと鍛えられていた。丸本さんの発言は肺がん認定基準の矛盾を鋭くついて、とても説得力があり、会場全体が一丸となった。

10年前から比べると、患者と家族の会会員は遅しくなっていた。参加者の誰にもマイクを向けてもしっかりと要請し、質問して、抗議も行った。

今回初めての試みとして「声の参加」も実現した。ニチアス王寺工場元労働者の今田哲弥さんは平成17年に管理区分Ⅱの決定を受けた。その後呼吸困難が酷くなったので「治療費だけでも支給して貰えたら」と、平成27年にニチアス担当者サポートで再度管理区分申請を行った。すると「管理区分Ⅰ」の決定になってしまった。原因は17年に「労働局が記入ミスをしたため」だったという。しかし、びまん性胸膜肥厚も併発しているので著しい呼吸困難がある。今田さんは上京することは出来なかった。そこで交渉中に今田さんと電話をつなぎ、スマートフォンのスピーカーにマイクを向けて、



会議室には彼の実情を訴える声があるかのように響いた。

この熱い3時間は、参加者にとって貴重な経験であり、日頃の活動への自信に繋がる原動力になったと思う。今後も定期的にこのような場を持ち、各省庁に訴え続けることをお互いに確認した。

6月19日に第35回関西労働者安全センター総会を無事、行うことができました。お忙しい中、ご参加いただいた皆さまには、大変感謝いたしております。総会は不十分な内容ではありましたが、一方でセンターの活動は益々多岐にわたり、支援する裁判の傍聴などにも、ご参加くださり心強い限りです。また、カンパ支援要請にも、多数の方が応えてくださり、ありがとうございます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。(事務局)



★オススメ!! 労災職業病チャンネル★

NPO法人神奈川労災職業病センターがYouTubeに「労災職業病チャンネル」を開設しました。派遣法、職場のいじめ嫌がらせ、過労死、被ばく労働... 専門家による様々な講演などを発信しています。是非ご覧ください!

◆ 働く人の安全と健康を考える労災職業病チャンネル ◆

<https://www.youtube.com/channel/UCI8fo24lf085u3MamCVB7yQ>

第1回 派遣法改正、残業代ゼロ... 雇用規制緩和の背景と問題点

ゲスト 嶋崎 量 (弁護士・神奈川総合法律事務所所属、

日本労働弁護団全国常任幹事、ブラック企業対策プロジェクト事務局長)

第2回 職場のいじめ嫌がらせ・メンタルヘルスの緒問題

ゲスト 千葉 茂 (いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター(IMC)代表)

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母胎とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。

いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費(年間購読料):10,000円 ●一部:800円

●お申し込み:全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全
センター
情報

6月の新聞記事から

6/2 鳥取県は、管理職を対象に、部下が育児などと仕事を両立できるよう職場環境を整えた度合いを「イクボス度」として査定し、昇給やボーナスに反映させる方針を決めた。県内の経済、労働団体と「イクボスとっとり共同宣言」を出し、子育て支援を率先する姿勢をアピールする。

同僚からの暴行などを受けて精神疾患になったとして、家電量販店マツヤデンキ「テックランド西脇店」の20代の男性店員が、労災の休業補償を請求し、西脇労働基準監督署が労災認定をしていたことが分かった。支給決定は3月20日付。男性は平成25年6月23日夜、閉店作業中に先輩格の同僚から殴る蹴るなどの暴行を受けた。7月2日には別の同僚からペットボトルで顔を殴られたという。その後鬱病や外傷後ストレス障害との診断を受けて休職した。

6/7 沖縄県環境部は16日開会予定の県議会定例会で、大気汚染防止法の対象外で規制がなかった非飛散性アスベストの解体工事前と工事後の届け出を義務付ける県生活環境保全条例の一部改正案を提出する。非飛散性アスベストの届け出を義務化するのはいずれも全都道府県の中で4例目、政令指定都市を含めた自治体の中では7例目となる。

6/10 神奈川県横須賀市の海上自衛隊横須賀基地に配備された護衛艦所属の男性隊員が2014年1月いじめを受けて自殺した問題で、横浜区検は上司の1等海曹を暴行と器物損壊の罪で横浜簡裁に略式起訴した。簡裁は同日、罰金80万円の略式命令を出した。

6/12 北九州市立の清掃工場破砕施設で勤務し、びまん性胸膜肥厚になったのは、施設の建材などのアスベストが原因として、2011年に死去した男性市職員について、地方公務員災害補償基金北九州市支部審査会が公務災害認定したことが分かった。清掃職員の認定は珍しい。

6/16 経産省は、最近2、3年の事故増加傾向を受けて、2月から4月にかけて鉄鋼メーカーへのアンケート調査、ヒアリングなどを実施。事故原因を改めて分析し、具体的な対策事例を選定した。日本鉄鋼連盟など業界団体と協力して鉄鋼メーカーへの周知徹底を図り、安全対策に役立ててもらおう。

6/21 クボタ旧神崎工場周辺に住み中皮腫などで亡くなった人が、昨年6月以降、10人増えて271人に達していることが、「尼崎労働者安全衛生センター」のまとめで分かった。現在療養中の患者は男性12人、女性15人の計27人。49歳から94歳までで、昨年

より2人増。

6/23 政府は自民、公明各党にそれぞれ「過労死等防止対策大綱」案を示した。大綱案は、メンタルヘルス（心の健康）対策に取り組む事業所を2013年の60.7%から、17年に80%以上へ引き上げることなどが柱。来月の閣議決定を目指す。

6/24 環境汚染による健康被害などを専門とする世界35カ国の研究者や医師らでつくる学術団体「コレgium ラマツィーニ」（本部・イタリア）が、アスベスト関連疾患を「国際的な課題として取り組み、全世界で石綿の使用を禁止すべきだ」とする声明を発表する。

厚生労働省は2014年度の精神疾患と脳・心臓疾患の労災補償状況を公表した。精神疾患による労災請求は1456件で、13年度を47件上回った。うち労災と認定された件数は38.0%、497件で13年度を61件上回り、請求、認定いずれも過去最多となった。一方、脳・心臓疾患の労災請求は763件（21件減）、認定は43.5%の277人（29件減）だった。

6/26 クボタの旧神崎工場周辺で複数の住民が中皮腫にかかったという情報が、尼崎市内の病院で1989年に33歳で中皮腫で死亡した男性のカルテに記載されていたことが分かった。患者多発が表面化した2005年の16年前に石綿との関連について「神崎工場に家が近いこと」と推定していた。

中国人の技能実習生の女性と、実習生を受け入れる団体に勤めていた中国人男性が、セクシュアルハラスメント行為を受けたなどとして実習先の農家や受け入れ団体に計約1300万円の損害賠償などを求める訴えを水戸地裁におこした。受け入れ団体の中国人男性は、女性から相談を受けて警察に通報したところ、団体を不当に解雇された。

6/27 兵庫県尼崎市にあったクボタ工場周辺でアスベストによる深刻な健康被害が明らかになってから10年になるのを前に、被害者や遺族が集会を開き、被害の根絶を訴えた。被害者や遺族など250人が参加。

6/29 兵庫県尼崎市が2014年度、市内の全ての解体工事現場で立ち入り調査し、発注者側が石綿なしと申請した329件のうち、88件で石綿製品が使われていたことが分かった。見落としは、大半が飛散しにくいとされる「レベル3」の石綿製品。工事発注者が自治体に届ける義務はない。しかし尼崎市では、レベル3の工事でも届け出るよう定めた県条例などにに基づき、独自に立ち入り調査している。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259